

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水產業費 項：水產業費 目：水產業振興費

事業名 取締費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部里川・水産振興課水産係 電話番号：058-272-1111(内4214)

E-mail : c11428@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 553 千円 (前年度予算額： 553 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	553	0	0	500	0	0	0	0
要求額	553	0	0	468	0	0	0	0
決定額								

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

水産資源の保護培養を図るため、岐阜県漁業調整規則の規定に基づく禁止区域及び禁止漁具漁法の取締並びに漁船法の規定に基づく漁船の登録及び検認等を行う。

(2) 事業内容

①禁止区域業務

岐阜県漁業調整規則第40条第1項の規定による禁止区域の周知、監視業務。

②漁業取締

岐阜県漁業調整規則の施行に必要な事務を行い、漁場の安定利用を図る。

③漁船登録

登録（漁船法第10条）、検認（漁船法第13条）、変更登録（漁船法第17条）、再交付（漁船法第12条の3項）、謄本請求（漁船法第21条）の各事務。

④遊漁船の登録

登録（遊漁船業の適正化に関する法律第3条）、更新（遊漁船業の適正化に関する法律第3条の2項）の各事務

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10（手数料充当）

(4) 類似事業の有無

類似の事業はない

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
業務旅費	78	関係者との打ち合わせ、標柱の確認に係る旅費
需用費	12	事務用品
役務費	12	郵便料
委託料	451	禁止区域監視業務、遊漁広報物作成業務
合計	553	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

漁業取締は国、各県で行われている。

(2) 後年度の財政負担

当該事業は、漁業法・水産資源保護法・漁船法・遊漁船業の適正化に関する法律等の法令に基づくものであり、基本的に継続していく事業である。

(3) 事業主体及びその妥当性

当該事業は、漁業法・水産資源保護法・漁船法・遊漁船業の適正化に関する法律等の法令に基づく事業であり、県の責任において実施すべきものである。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜県漁業調整規則第40条第1項の規定による禁止区域の周知は、県が実施する必要があるため、インターネット上で分かりやすく周知を行う。また、漁船及び遊漁船の登録・検認を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

漁船・遊漁船登録は申請に基づき行う業務、禁止区域の周知と禁止区域監視業務は漁業秩序確立のため行う業務であり、指標・目標を設けてそれを達成する性質の業務でないため。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・取組内容と成果を記載してください。 (1) 禁止区域看板設置（3件） (2) 漁船登録 （登録：10件、検認：30件、変更：0件、再交付：0件、謄本：0件） (3) 遊漁船登録（登録：3件、更新：1件） (4) 漁業権の切替え（0件）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・取組内容と成果を記載してください。 (1) 禁止区域看板設置（0件） (2) 漁船登録 （登録：25件、検認：37件、変更：3件、再交付：3件、謄本：3件） (3) 遊漁船登録（登録：3件、更新：11件） (4) 漁業権の切替え（50件）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・取組内容と成果を記載してください。 (1) 禁止区域看板設置（0件） (2) 漁船登録 （登録：7件、検認：42件、変更：0件、再交付：1件、謄本：0件） (3) 遊漁船登録（登録：1件、更新：0件） (4) 漁業権の切替え（0件）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	当該事業は、漁業秩序の確立のために規定された岐阜県漁業調整規則に基づく事業であり、県の責任において実施するべきものである。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	漁業秩序は維持されており、大きなトラブルは発生していない。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	禁止区域の周知方法についてインターネットを活用することで、効率性を高めていく。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

漁船の登録件数が減少しており、今後財源の減少が予測される。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

当該事業は、漁業法・水産資源保護法・漁船法・遊漁船業の適正化に関する法律等に法令に基づく事業であり、県の責任において実施すべきものである。